

事 務 連 絡
令和元年6月18日

各 検 疫 所 御 中

健 康 局 結 核 感 染 症 課

医 薬 ・ 生 活 衛 生 局 生 活 衛 生 ・ 食 品 安 全 企 画 課
検 疫 所 業 務 管 理 室

エボラ出血熱に係る注意喚起について

コンゴ民主共和国におけるエボラ出血熱については、別添1の「エボラ出血熱に係る注意喚起について」（平成30年8月2日各検疫所宛事務連絡。以下「平成30年8月事務連絡」という。）に基づき、ご対応いただいているところです。

現在、コンゴ民主共和国では、北キブ州とイツリ州の両州において、2,000名を超える患者が発生しており、令和元年6月11日には、世界保健機関（WHO）より、コンゴ民主共和国におけるエボラ出血熱の発生が隣国のウガンダ共和国でも確認されたと発表されました。

つきましては、平成30年8月事務連絡を再度確認いただき、引き続き適切に対応いただくとともに、加えて、コンゴ民主共和国イツリ州及びウガンダ共和国カセセ県への渡航者並びにこれらの地域からの帰国者及び入国者に対しても、平成30年8月事務連絡の内容と同様の対応を取っていただくようお願いいたします。

事務連絡
平成30年8月2日

各検疫所 御中

健康局結核感染症課

医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全企画課
検疫所業務管理室

エボラ出血熱に係る注意喚起について

平成30年8月1日（現地時間）、世界保健機関（WHO）より、コンゴ民主共和国北キブ州（North Kivu 州）においてエボラ出血熱が発生したと発表されましたので、お知らせします。

現在、現地調査のためWHO等から専門家チームが派遣されています。

発生地域から帰国し、国内に入国後、疑わしい症状がある場合には、早期に医療機関を受診し、適切な診断及び治療を受けることが重要です。

つきましては、発生地域であるコンゴ民主共和国北キブ州への渡航者に対する注意喚起や、帰国者及び入国者に対する自己申告の呼びかけ等について、御対応の程、よろしくお願ひします。

対応にあつては、平成29年にとりまとめた「ウイルス性出血熱への行政対応の手引き（第二版）」に留意いただくことを申し添えます。

参考：ウイルス性出血熱への行政対応の手引き（第二版）

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-10900000-Kenkoukyoku/0000164709.pdf>